内閣官房令・府令・省令

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、総務省令、法務省令、文部科学省令、厚生労働省令、国土交通省令、農林水産省令、経済産業省令、第一号
環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉
カジノ管理委員会委員長　北村　道夫
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　岸　信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係） ［一～三十五の四　略］ 三十五の五　カジノ管理委員会及び法務省 ［三十六～九十三　略］	**別表**（第二条関係） ［一～三十五の四　同上］ ［号を加える。］ ［三十六～九十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和三年七月十九日から施行する。

府　令

○内閣府令第五十号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十五第一項第一号の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、貸金業法施行規則及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月十六日　内閣総理大臣　菅　義偉

貸金業法施行規則及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人信用情報に含まれる事項） **第三十条の十三**　法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、法務省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号 八　［略］ 2　［略］	（個人信用情報に含まれる事項） **第三十条の十三**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、法務省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号 八　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	